

○都留市企業立地支援条例

(平成20年12月24日条例第40号)

改正 平成26年3月20日条例第8号 平成30年3月26日条例第17号
令和5年3月24日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、事業所等の新設、増設、移設若しくは建替又は市内在住者等の正規雇用を行う企業等に対し支援措置等を講ずることにより、本市における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって本市の産業の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業所等を設ける法人をいう。
- (2) 事業所等 事業の用に供するために直接必要な施設及び設備をいう。
- (3) 新設 市内に事業所等を有しない者が市内に新たに事業所等を設置する場合をいう。
- (4) 増設 市内に事業所等を有する法人が当該事業所等を拡張し、又は市内に事業所等を加えて設置する場合をいう。
- (5) 移設 市内に事業所等を有する法人が既存の事業所等を廃止し、市内の他の場所に移転する場合をいう。
- (6) 建替 市内に事業所等を有する法人が既存の事業所等を除却し、同一の敷地内に新たに事業所等を設置する場合をいう。
- (7) 企業立地 企業等が、事業所等の新設、増設、移設又は建替を行うことをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する企業等は除く。
- (8) 投下資産 企業等が新たに企業投資した固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第3号及び第4号に規定する固定資産(住家を除く。))をいう。

(適用要件)

第3条 第6条の支援措置は、規則に定める業種等に該当する者であって、次条の規定に該当する新設又は増設を行うものに適用する。ただし、第6条第6項に規定する支援金の交付については、次条の規定に該当しない新設又は増設を行う者についても適用する。

第4条 第6条の支援措置の適用基準は、次に掲げる者について適用する。

- (1) 新設を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの
 - ア 取得する事業所等の敷地面積が1,000平方メートルを超えること。
 - イ 取得する事業所等の延床面積が500平方メートルを超えること。
 - ウ 投下資産が5,000万円以上であること。
 - エ 正規雇用者数が15人以上であること。
- (2) 増設を行う者であって、次のアからウまで及びオに掲げる要件又はア、イ、エ及びカに掲げる要件に該当するもの
 - ア 取得する事業所等の敷地面積が既存の事業所等の敷地面積を含み1,000平方メートルを超えること。

イ 取得する事業所等の延床面積が既存の事業所等の延床面積を含み500平方メートルを超えること。

ウ 投下資産が3,000万円以上であること。

エ 投下資産が5,000万円以上であり、生産効率化を図るための自動化を行っていること。

オ 正規雇用者数が5人以上増加すること。

カ 正規雇用者数が現状維持又は1人以上増加をすること。

2 前項に規定するもののほか、移設を行う者であって、同項第1号に掲げる要件に全て該当するものは新設とみなし、同項第1号ア及びイ並びに第2号ウ及びオの要件又は同項第1号ア及びイ並びに第2号エ及びカの要件に該当するものは増設とみなし適用する。ただし、敷地面積、延床面積又は正規雇用者数が、移設前の状況より縮小する場合については、適用しない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める事業所等については、規則で定めるところにより支援措置を適用する。

(申請及び指定)

第5条 支援措置を受けようとする企業等は、あらかじめ規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則の定めるところにより当該申請のあった事業所等を指定するものとする。

(支援措置)

第6条 市長は、前条第2項の規定により指定した事業所等(以下「指定事業所」という。)に対して、当該事業所等の投下資産に賦課し、かつ、徴収した固定資産税額の範囲内で、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間、規則の定めるところにより、支援金を交付することができる。

(1) 新設 新設により最初に固定資産税を徴収した年度から5年間

(2) 増設 増設により最初に固定資産税を徴収した年度から3年間

2 市長は、前項の規定にかかわらず、他の法令等の規定により支援措置の適用を受けることができる指定事業所に対して、前項の支援金を交付しないものとする。ただし、前項第1号の区分に該当する指定事業所については、他の法令等の規定による支援措置の適用を受けることができる期間が通算5年に満たない場合に限り、同号に規定する期間から当該法令等の規定による支援措置の適用を受けることができる期間を控除した期間について、前項の支援金を交付することができる。

3 市長は、指定事業所に対して、当該指定事業所が、都留市水道事業給水条例(平成10年都留市条例第18号)及び都留市簡易水道事業給水条例(昭和45年都留市条例第34号)の規定に基づき給水を受けた場合において、2月間の使用水量が1,200立方メートル以上であるときは、規則の定めるところにより、その使用に係る料金として納付した額の範囲内で支援金を交付することができる。

4 市長は、指定事業所に対して、当該指定事業所が、都留市下水道条例(平成15年都留市条例第22号)の規定に基づき公共下水道を使用した場合において、2月間の排除汚水量が1,200立方メートル以上であるときは、規則の定めるところにより、その使用に係る料金として納付した額の範囲内で支援金を交付することがで

きる。

5 市長は、指定事業所に対して、当該指定事業所が、下水道の未整備等により、現に下水道を利用することができない場合において、企業立地に伴い新たに合併処理浄化槽を設置するときは、規則の定めるところにより、当該合併処理浄化槽の設置に要する費用の額の範囲内で支援金を交付することができる。

6 市長は、企業等が次の各号のいずれにも該当する者(他の法令等の規定により支援措置の適用を受けることができる者を除く。)を3年間継続して正規雇用した場合は、1企業等につき200万円を上限として、規則の定めるところにより支援金を交付することができる。

(1) 都留市に住民票を有する者

(2) 高等学校卒業と同等以上の学歴で卒業から3年以内の者

7 前各項の規定による支援金は、その合計額が年間5,000万円を超えない範囲において交付するものとする。

(便宜供与)

第7条 市長は、企業立地を行う企業等に対して、次に掲げる便宜を供与することができる。

(1) 企業立地に必要な調査等に伴う資料提供に関すること。

(2) 事業所等の用地のあっせんに関すること。

(3) 労働力の確保に関すること。

(4) 官公署との連絡に関すること。

(5) 資金の調達に関すること。

(6) 公共的施設その他立地条件の改善整備に関すること。

(7) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(企業等の責務)

第8条 第6条の規定による支援を受けて企業立地を行う企業等は、次に掲げる事項について取り組む責務を有する。

(1) 環境の保全に努めること。

(2) 公害発生の防止に努めること。

(3) 都留市民の雇用に努めること。

(変更の承認)

第9条 指定事業所は、第5条第1項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、その日から10日以内にその旨を市長に申請し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、承認することができる。

(休止又は廃止の届出)

第10条 指定事業所は、当該事業所の事業を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(関係書類の提出等)

第11条 市長は、第6条に規定する支援金の交付に関し、必要があると認めるときは、当該事業所等に対し、関係書類の提出を求め又は実地調査をすることができる。

(指定及び支援措置の取消し)

第12条 市長は、企業等が第6条に規定する支援措置を受けている期間中、次の各

号のいずれかに該当するときは、その指定及び支援措置を取り消すことができる。

- (1) 指定事業所の事業を廃止し、若しくは休止し、又はこれらと同様の状態にあると認められるとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為によって指定を受け、又は支援措置を受けたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支援措置を取り消したときは、当該支援措置により交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(指定の承継)

第13条 合併、譲渡、相続その他の理由により指定事業所の事業を承継した企業等で第5条第2項の規定による指定を承継しようとするものは、その旨を市長に申請し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該事業が承継されると認めるときは、承認することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。
(都留市企業の奨励に関する条例の廃止)
- 2 都留市企業の奨励に関する条例(昭和56年都留市条例第27号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に廃止前の都留市企業の奨励に関する条例の規定に基づき指定を受けているものに係る奨励措置については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(条例の失効)
- 4 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条第4項の規定による支援措置は、令和12年3月31日までの間、なおその効力を有する。
(条例の失効に伴う経過措置)
- 5 前項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までに第5条第2項の規定により指定を受けた事業所等に係る第6条第1項から第3項までの規定による支援金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月20日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月24日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。